

踏みにじられた「自主と自立」

『農協法の成立過程』（小倉武一・打越顕太郎監修、協同組合経営研究所、1961）を読む

2017.6 岡安喜三郎

リーフレット「農業協同組合のいろは」（昭和22年12月下旬農林省作成配布）(p.437)

農業協同組合法という法律が出て、この法律によつて農民が誰からの干渉をも受けることなく自由に動かすことのできる協同組合を自由に作る事ができるようになったのです。

（下線は引用者、以下同じ）

極東委員会指令「農民組織十六原則」（s23.12.21）(pp.461-463)

参考資料：極東委員会について

1945年（昭和20年）9月に設置されたが、12月のソビエト連邦・アメリカ合衆国・イギリスのモスクワ三国外相会議において、英・米・ソと中華民国、オランダ、オーストラリア、ニューージーランド、カナダ、フランス、フィリピン、インドの11カ国代表で構成されることが決定した。第1回会合が1946年2月26日にアメリカのワシントンD.C.で開かれた。

指令の「農民組織十六原則」では、協同組合の設立には第二、第六の原則が対応し、行政の“認可”は排除されている。また、第八原則では、設立以外でも行政の関与を排し、全て法廷事項としている。

二、農民の団体およびその構成員は、その運営上日本国憲法第三章「国民の権利および義務」に保障された基本的自由を確保されるべきであり、またこれを遵守するよう奨励されるべきである。

六、農民みずから協同組合を組織する権利は、法律によって保証されるべき・・・

（結社の自由など）

八、農業協同組合は、法人に関する法律には服すべきである。しかし、その内部運営と事業活動については、日本政府の如何なる行政機関からも統制、干渉または監督を受けてはならない。また、行政命令によって解散されることがあってはならない。協同組合が法律、定款、規約に違反した場合における救済措置は法廷を通じてのみ講ぜられるべく、政府の命令または行政措置によって講ぜられてはならない。

（営業の自由など）

農業協同組合法制定の経過と問題点

---当時の関係者を中心とする研究会記録---

〔1959.10.29協同組合経営研究所にて〕

10 設立について (p.672)

小倉 向こうは認可するという事は考えていなかった。そういうことは一つもいってないでしょう。

GHQ天然資源局第一事案は「認可」裁量に制限を加えてはいる(p.124)。

平木 良い意味の指導を加えなければ、形だけの自由になるということで、農林省としては、真の民主的な設立を側面的に援助するという事で、認可制を考慮した。認可ということは、合法的に設立されたものであるということを保証するという意味のものであったのです。

（引用者注：???)

井上 一種の届出だね。

人名索引
小倉武一：農林漁業基本問題調査事務局長、元農林省農政局農政課長
平木 桂：農林漁業金融公庫共同利用部長、元農林省農政局農政課事務官
井上晴丸：同志社大学、教授元農林省農政局農業経営課長

???しかし、「認可主義」は「届出制」ではない。行政の統制、干渉を前提とする。

→よって2015年、農協中央会は変えられた